

## 平成28年第2回農業委員会総会議事録

- 1・会議名 有田町農業委員会 第2回総会
- 2・日時 平成28年2月1日(月) 午後15時～17時30分
- 3・場所 有田町庁舎3階 第4・5会議室

### 4・付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (3件)
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について (2件)
- 議案第3号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について (3件)
- 議案第4号 非農地証明願いについて (6件)
- 報告事項 農地法第18条の規定による合意解約通知 (3件)

### その他

- 農業委員手帳の配布について
- 利用状況調査後の意向調査について

### 5・出席者

議席番号	出	欠	委員名	議席番号	出	欠	委員名
(14)会長	○		藤 俊信	6	○		福島 晴人
(13)副会長	○		庄山 嘉	7	○		藤井 和義
1	○		前田 稔	8	○		北川 利和
2	○		福島 強志	9	○		古川 正義
3	○		空閑 久生	10	○		川尻 宗代
4	○		岩永 嘉之	11	○		福田 タエ子
5	○		山口 則久	12	○		石橋 和馬

# ○農業委員会総会議事録

## ○事務局

定刻になりましたので、只今から平成28年第2回有田町農業委員会総会を開会いたします。はじめに藤会長より、ご挨拶をお願いいたします。

## ○会長挨拶

皆さんこんにちは。先般の農業委員研修会には皆様方に参加頂き、有難うございました。その中で、農業委員会の改革ということで、農業委員の選任については、4月から県内で3地区が選出されます。定員が現在の半分から半分以下になるようです。また、農地最適化推進委員についても選任方法を伊万里市では始めているようです。

有田町農業委員会でも、充分時間はあるのですが、選出方法等について準備等も開始しなければならないかと考えています。

先日の豪雪による被害も多数出ているようです。今日のニュースでは、佐賀県知事が出演され、被害農家に対する補助事業等を考慮するとの方針も示されたので、一安心しているところでもあります。

今日は議題が多いようですので、審議をよろしくお願いします。

## ○事務局

只今の出席委員は14名中14名です。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。それでは有田町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は藤会長をお願いいたします。

## ○議長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。有田町農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。(異議なしの声)

それでは本日の署名委員は、9番、10番 委員にお願いします。

続きまして、日程第2 議案第1号農地法3条の規定による許可申請1番を議題といたします。なお、議案第4号非農地証明願1番についても関連しますので、事務局より併せて説明をお願いします。

## ○事務局

～議案書を朗読～

今回の申請は、〇〇〇さんが畜産業を廃止された事に伴い、牛舎を共同で使用されている〇〇〇さんへ所有権移転の為の申請です。譲受人については、面積要件・取得する農地の利用状況、権利の取得後の常時従事状況、周辺農地との関係要件は問題ないと思われるので、農地法第3条の2項の要件は満たしています。続きまして、非農地証明につきまして説明いたします。

～資料の読み上げ～

議案第1号にて説明しましたとおり、〇〇〇さんが畜産業を廃止されますが、畜産を行なわれていた牛舎は、〇〇さんとそれぞれ1/2の共有名義となっています。税務課の証明と地区区長さん等の証明が添付されています。

## ○議 長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○2 番

申請地は〇〇地区にある農地です。山手にある牛舎ですが、問題ないと思います。

## ○議 長

確認委員の補足説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

## ○9 番

牛舎だけを非農地とするのですか。地番が違うようですが。

## ○事務局

牛舎敷地は非農地（共有名義1/2づつ）としますが、牛舎の周りの畑（個人名義）は3条での所有権移転となります。

## ○5 番

違法転用した始末書の提出は必要無いのですか。

## ○事務局

2名がそれぞれ転用されていますので、どちらにも提出して貰っています。

## ○議 長

他に質問がないようですので、これから採決に移ります。採決は別々に取りたいと思います。農地法第3条の申請1番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により農地法第3条の申請1番は許可されました。

続きまして、議案第4号非農地証明願い1番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により議案第4号、非農地証明願い1番については、許可されました。

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請2番について議題といたします。

なお、議案第3号2番農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についても関連しますので、事務局より併せて説明をお願いします。

## ○事務局

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2項の規定による要件を満たしているものです。今回の申請は、議案第1号の2番にて3条所有権移転の申請となりますが、農業者である5反所有の条件があることからの申請となります。

～議案書を朗読～

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法規定の要件を満たしていると考えます。

引続きまして、

～議案書を朗読～

今回の申請は、以前から譲渡人の〇〇〇さん農地を〇〇〇さん（譲受人のお父さん）が耕作されていました。圃場を一带として使用されている事と利用権設定の終期が来たことから、譲受人さんに相談をされ了承を得られたことによる申請です。

この案件は、4番委員さんに相談役として対応をしていただきました。

## ○議 長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○1 番

申請地は〇〇〇地区にある農地です。譲渡人さんが高齢になり、娘である譲受人へ渡されるものです。さらに、一体として管理していた隣接地を譲受人が買収されます。他に影響を与えませんので、問題ないと考えます。

## ○4 番

説明がありましたように私が相談を受けましたので、補足説明します。隣接者の土地を一体化して整備してあったので、割高の価格で買収されたものです。事前の相続が終わってからの買収でしたので、問題ありません。

## ○議 長

確認者の説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

## ○議 長

質問がないようですので、これから採決に移ります。採決は別々に行います。まず、議案第3号2番について集積計画の作成を要請することに賛成の方の、挙手をお願いします。

全員賛成により、議案第3号2番は承認されました。

承認を得ましたので、農用地利用集積計画を作成するよう要請することといたします。

続きまして、農地法第3条の申請2番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により、農地法第3条の申請2番は許可されました。

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請3番について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

～議案書を朗読～

今回の申請は、譲受人の〇〇〇さんの所有される土地の一部に譲渡人の〇〇〇さんの農地があり、相談され今回の申請となっております。譲受人については、面積要件・取得する農地の利用状況、権利の取得後の常時従事状況、周辺農地との関係要件は問題ないと思われまますので、農地法第3条の2項の許可条件は満たしています。

## ○議 長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

### ○3 番

申請地は〇〇〇地区にある農地です。周辺農地への影響もなく、問題ないと考えます。

### ○議 長

確認委員の説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

### ○議 長

質問がないようですので、これから採決に移ります。農地法第3条の申請3番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により、農地法第3条の申請3番は許可されました。

続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請1番について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

### ○事務局

～議案書を朗読～

申請者の〇〇〇さんは、該当の農地を相続により取得されました。お父さんが生前、資材置き場として建設業者に土地を貸され、返還を受ける際に高齢で耕作が出来る状態ではなかったことから、現状復旧されることなく返還を受けてあります。

相続され今後の有効活用として太陽光パネルの設置を計画され相談されたところ、農振地であり無断転用という事が判明しています。今回の申請は、太陽光パネルが既に設置されていますが、農振除外申請から農地転用申請に至るまでに事務局の対応で行き違いがあります。このことから、県へは整地された事による始末書提出と、設置されたことによる経緯書を添えて申請するものです。

以上で、申請内容となりますが、排水等についても現状と変わらないため、特に問題ないと思われまます。

### ○議 長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

### ○1 番

申請地は〇〇〇地区にある農地です。大分以前に町道改良工事の残土置き場として貸され、そのままの状態での返還で受けられています。今回の申請について、役場との問題が発生したため、遅れたようですが、問題ないと考えます。

## ○議 長

確認委員の補足説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

## ○12 番

残地のスペースが余りに広いのですが、別途計画があるのですか。

## ○事務局

農振除外の申請では、太陽光パネルが3列の計画でした。実際の工事施工により、土地利用計画する上で2列に変更されています。その他の計画はないそうです。

## ○議 長

他に質問がないようですので、これから採決に移ります。農地法第4条の申請1番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により、農地法第4条の申請1番は、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請2番について議題といたします。

なお、報告事項の18条の合意解約1番についても関連しますので、事務局より併せて説明をお願いします。

## ○事務局

〇〇〇さんが農業者年金を受給される為に、息子さんと3条の使用賃借を結ばれていました。この後説明しますが、4条の転用申請される農地のため解約となります。なお、経営以上年金の受給の問題につきましても、受給時より10年以上経過しており、再契約も結ばれていますので問題ないと確認しております。

～議案書を朗読～

申請地の圃場は中山間地域にあり天水掛作で獣被害が甚大で作物の耕作が難しく、近隣の田も山への地目変更がなされ、農地への進入路もイノシシ被害で農機具の進入が困難な状況になられたことで、植林を計画し申請されるものです。

毎年、営農計画では自己保全管理とされ、農地パトロール時は転作確認から経過していただきましたので、緑判定しています。

以上で申請内容となりますが、排水等についても現状と変わらないため、特に問題ないと思われま。

## ○議 長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いするところですが、現地は事前に事務局にて確認をしてもらっています。質問のある方は挙手をもって質問してください。

## ○議 長

質問がないようですので、これから採決に移ります。農地法第4条の申請2番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により、農地法第4条の申請2番は、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第3号1番農業経営基盤強化推進に基づく農用地利用集積計画について、許可することについて、事務局より説明をお願いします。

この案件の当事者である7番委員は、この時間は退室していただきます。

事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2項の規定による要件を満たしているものです。

～資料説明～

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第12条第4項の要件を満たしていると考えます。

## ○議 長

事務局より説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

## ○議 長

質問がないようですので、これから採決に移ります。議案第3号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。全員賛成により、議案第3号1番は、承認されました。承認を得ましたので、農用地利用集積計画を作成するよう要請することといたします。

続きまして、議案第3号2番は先ほど議案第1号3条申請で終わっていますので、議案第3号3番となりますが、これから先は、議案第4号と報告事項を先に審議したいと思います。

それでは、議案第4号非農地証明願いについて、1番は終わりましたので、2番につきまして事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

～資料説明～

申請人のお父さんが生前70歳の頃、耕作も難しいということから許可なく植林されています。年数が経過し、幹周りも100cmを超えている現状です。税務課の証明と地区区長さんの証明が添付されています。

## ○議長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いするところですが、現地は事前に事務局にて確認をしてもらっており、農地パトロールにて山谷地区委員の方々によって赤判定されているところとなっています。

質問のある方は挙手をもって質問してください。

## ○議長

質問がないようですので、これから採決に移ります。議案第4号非農地証明願い2番を許可することに賛成の方の挙手を求めます。全員賛成により、非農地証明願い2番については、許可されました。

続きまして、議案第4号非農地証明願い3番について、事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

～資料説明～

申請人のお父さんが、戦後に芋畑として耕作をされていましたが、後に許可無く植林されています。税務課の証明と、地区区長さんの証明が添付されています。

## ○議長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いするところですが、現地は事前に事務局にて確認をしてもらっております。質問のある方は挙手をもって質問してください。

## ○議長

質問がないようですので、これから採決に移ります。議案第4号 非農地証明願い3番を許可することに賛成の方の挙手を求めます。全員賛成により、非農地証明願い3番については、許可されました。

続きまして、議案第4号 非農地証明願い 4番について議題といたしますが、当事者である3番委員は、この時間は退室していた

だきます。

～退出後～

事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

～資料説明～

昭和60年頃、畦畔の災害復旧で出た残土放置し、許可無く看板を設置されています。地区区長さんの証明が添付されています。

## ○議長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○2番

申請箇所は下本地区です。問題はないと思います。

## ○議長

確認委員の説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

## ○議長

質問がないようですので、これから採決に移ります。議案第4号非農地証明願い4番を許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、議案第4号非農地証明願い4番については、許可されました。

採決が終わりましたので、3番委員の入室を認めます。

続きまして、議案第4号非農地証明願い5番についてとなりますが、6番についても関連しますので一括して事務局より説明をお願いします。

～資料説明～

申請5番と6番の〇〇〇さんと〇〇〇さんは親子で養鶏業を営まれています。お父さんの〇〇〇さんは、自宅の傍に鶏舎を保有されていましたが、平成2年頃に規模拡大にて現在の場所に鶏舎を許可なく建設されています。

以前、グループホームが建設された時にこの案件の指導を受け、今回申請となっています。税務課の証明と、地区区長さんの証明が添付されています。

## ○議 長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○3 番

申請地は〇〇〇地区にある農地です。古くからの鶏舎でもあり、始末書の提出もあるので問題ないと考えます。

## ○議 長

確認委員の補足説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

## ○議 長

質問がないようですので、これから採決に移ります。5番・6番については一括して採決します。

議案第4号非農地証明願い5番・6番を許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、議案第4号非農地証明願い5番・6番については、許可されました。

なお、報告事項の18条の合意解約2番、3番について事務局より報告をお願いします。

## ○事務局

報告事項をご覧ください。

平成22年当時、耕作不能な土地を国の補助をもらい再生され、利用権設定されていましたが、借受人の〇〇〇さんがこのところ、この圃場まで手がまわらないという事から、双方の合意にて今回の手続きとなっています。

続きまして、合意解約3番です。

〇〇〇さんが借受けていらっしゃいましたが、昨年、体調を壊されたことから双方の合意で今回の手続きとなっています。双方の合意・引渡日につきましては、この後の案件との関係もあり日付をさかのぼり平成27年12月1日となります。

## ○議 長

それでは、報告が終わりましたので、議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画をもう1案件残しています。この案件は、農林課の申請による農地中間管理事業の案件となりますので、担当者と農業公社の担当者の入室をお願いします。

農林課〇〇〇技術監・農業公社職員入室

それでは、事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

～資料を朗読～

この6件につきましては、平成26年度より始まりました農地中間管理事業による貸付希望に伴う佐賀県中間管理機構に借り受けされるものです。貸付の方で、〇〇〇さん以外の方は耕作者集積協力金を受けられることになっています。

## ○議長

事務局の説明が終わりましたが、農林課の〇〇〇技術監に出席頂いていますので、管理機構へ借受けされた経緯等をご説明ください。

## ○技術監

～経緯を説明～

## ○議長

〇〇〇技術監の説明が終わりましたが、〇〇〇技術監及び管理事業について意見・質問のある方は挙手をもって質問してください。

## ○8番

〇〇〇では集落営農組織が法人化したのに、農地中間管理事業を利用されるのは、どういうことなのでしょうか。

## ○農業公社

土地を一度農地中間管理機構で利用権を設定するという方法です。佐賀県農業公社（農地中間管理機構）から、さらに〇〇〇集落営農組織の方へ利用権を設定するものです。

## ○5番

私は〇〇〇で法人化の役員をしていますが、当初は荒廃地を所有されている農業者とで農地中間管理事業を利用した利用権設定はできないとの説明でした。ところが、最近になって連坦した農地ならば設定可能との話があり、今回申請したものです。（利用することによって、協力金の交付を受けることができる。）

## ○8番

もう一点ですが、貸付料・作物の欄で「物納玄米」と記載されていますが、内容は中間管理機構が決定するのですか。

## ○農業公社

物納については、平成27年11月に設定することが可能になり、例規等も改正を行ったところです。物納にしても、金額換算を必ずして置かれていますので、農業委員会での調整会議にて決定することとなっています。

本来は、今回の案件も農業委員さん方にも入って頂いた調整会議にて協議し、申請すべき案件でしたが、県のほうから早急な議案提出を求められた結果、農業委員会事務局とも事前打合せして本日の議案提出となりました。

〇〇〇で30kg、〇〇〇で40kgを想定されています。

## ○8 番

農地の利用権設定者が決定していますが、公募なりされたのでしょうか。

## ○農業公社

借り受者については、必ず公募しなければならないとなっています。

## ○議 長

集落内の農業者や親戚縁者に貸したいとの要望あれば、優先権があるのではないですか。

## ○農業公社

公社としては、相手を特定して事業を利用したいとの要望があっても、確定できませんとお答えしています。あくまで借り受を受けたいと要望されたかたは、同条件になるとの前提だからです。

## ○12 番

農業公社を利用した場合、集落の耕作者からは完全に外れるのですか。減反率の対象が集落単位ですが・・・。

## ○農業公社

機構が借り受けたからと言って、減反対象から除外されるものではありません。要件を含めて地元協議をお願いします。

## ○4 番

農地の出入り作と同じ考え方をしたら、問題解決するのではないですか。総面積（基礎面積）の変更となるはずです。

## ○農業公社

土地の所有者が亡くなった農地を中間管理事業で譲与する場合には、相続人の過半数の承諾がないと利用できません。また、全員の承諾があれば10年間の契約はできますが、なければ5年間の契約しかできません。この場合には耕作者集積協力金の対象になりません。

## ○議 長

農地中間管理事業を利用することに対して、詳しくは総会終了後に質疑の時間を取りたいと思います。  
議案について他に質問がないようでしたら、これから採決に移ります。

案第3号3番利用権設定について承認することに賛成の方の、挙手をお願いします。  
全員賛成により、議案第3号3番利用権設定については、承認されました。  
以上で、本日の議事事項についてはすべて終了しましたが、他に連絡等ありませんか。  
その他で、ございませんか。(なしの声)

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

平成28年第2回有田町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。  
次回は平成28年3月1日(火)の予定です。

総会 17時30分 終了

上記は会議録として書記の記載するとおりであるので、ここに署名する。

有田町農業委員会会長 署 名

署 名 9 番

署 名 10 番

書 記 木寺 正文